

特殊詐欺対策機器購入費の一部を補助します

※この補助金は、予算がなくなり次第終了となります。

★目的

特殊詐欺対策機器の普及を促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図るため、65歳以上のひとり暮らしの方などによる特殊詐欺対策機器の購入に要する費用の一部を補助します。

★補助対象者

補助対象者は市内に住所を有し、**令和9年3月31日時点**で、**65歳以上**(昭和37年4月1日以前に生まれた方)で次の①、②、③のいずれかの要件を満たす方となります。

- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②65歳以上の方のみで構成される世帯の方
- ③日中に住居に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯の方

※1世帯につき1台・1回限り

※過去に同種の補助金の交付を受けた方は対象外

必ず機器購入前に交付申請をし、交付決定を受けてください。

★補助対象となる特殊詐欺対策機器

通話録音機能や着信拒否機能を内蔵する固定電話機又は同様の機能がある固定電話機に接続する機器

※自宅に設置した新品に限ります。

【特殊詐欺対策機器の例】

(公財)全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に記載の固定電話機又は固定電話に接続する機器(右のHPで確認できます)

(公財)全国防犯協会連合会
ホームページのQRコード



★補助対象となる経費

- 特殊詐欺対策機器購入費
- 特殊詐欺対策機器の設置工事費

※カードポイントや通販会社・店舗のポイント値引き等を利用した分は補助対象となる経費から除きます。

◎次の経費は補助対象となりません

- ・ナンバーディスプレイに関する費用
- ・管理サーバの利用料
- ・送料など

★補助金額

補助対象となる経費の合計の**2分の1(上限6,000円)** ※100円未満切り捨て

★申請、完了報告について

《受付開始》

令和8年4月1日(水) から

《事業の完了》

令和9年2月26日(金)までに、事業の完了報告書を提出

★申請の受付場所

愛西市企画政策部危機管理課(本庁舎北館3階)、各支所

不明な点がありましたら、
危機管理課にご相談ください。
(0567-55-7130)

申請から補助金交付までの流れ

(1) 購入予定の特殊詐欺対策機器の見積書を取得する。

注意!

必ず機器購入前に補助金の交付申請をし、交付決定を受けてから購入してください。

(2) 交付申請：次の書類を用意して危機管理課又は各支所へ申請する。

【提出書類】

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 特殊詐欺対策機器の購入及び設置に係る見積明細書の写し
- (3) 特殊詐欺対策機器の規格が分かる取扱説明書、カタログ等の写し

申請書は市ホームページから印刷するか、危機管理課・支所に用紙が設置してあります。

(3) 市から交付決定通知書が送付されます。

※市が申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

※購入計画に変更があった場合は、市へ計画変更届その他必要書類の提出が必要になります。

(4) 特殊詐欺対策機器を購入・設置

(5) 完了報告・交付請求

：特殊詐欺対策機器の設置完了後、令和9年2月26日までに次の書類を用意して危機管理課又は各支所へ提出

【提出書類】

- (1) 事業完了報告書兼請求書(様式第6号)
- (2) 領収書の写し(次の内容が記入されているもの)
 - ① 購入者氏名
 - ② 金額(機器の購入単価及び設置費がわかるもの)
 - ③ 日付
 - ④ 品名
(「特殊詐欺対策機器代」等、特殊詐欺対策機器を購入したことがわかるもの)
 - ⑤ 購入店
- (3) 通帳の写し(銀行名・支店名・口座種別・口座名義人・口座番号がわかるページ)



(6) 市から補助金額確定通知書が送付されます

(7) 指定口座へ補助金が振り込まれます。 ※完了報告から概ね1か月半後の振り込みとなります。

不明な点がありましたら・・・

☎ お問合せ先 愛西市 企画政策部 危機管理課 0567-55-7130